

農山漁村再生可能エネルギー法に基づく設備整備計画

内子バイオマス発電合同会社

(別紙)

設備整備計画

1 申請者の概要

申請者（代表者）	
①氏名又は名称、②住所又は主たる事務所の所在地、③法人又は団体の場合はその代表者の氏名、 ④連絡先(電話番号、E-mailアドレス、担当者名)、⑤資本金の額又は出資の総額、⑥従業員数、 ⑦業種、⑧決算月	
①：内子バイオマス発電合同会社 ②：愛媛県喜多郡内子町寺村2478番1 ③：代表社員 一般社団法人愛媛木質バイオマス推進協議会 職務執行者 安田祐一郎 ④：電話番号：0893-44-3063 E-mailアドレス：yu-naito@naito-kogyo.co.jp 担当者名：内藤昌典	⑤：100万円 ⑥：0人 ⑦：電気業（発電所） ⑧：3月
共同申請者（共同して申請する者がいる場合に記載）	
①氏名又は名称、②住所又は主たる事務所の所在地、③法人又は団体の場合はその代表者の氏名、 ④連絡先(電話番号、E-mailアドレス、担当者名)、⑤資本金の額又は出資の総額、⑥従業員数、 ⑦業種、⑧決算月	
①： ②： ③： ④：電話番号： E-mailアドレス： 担当者名：	⑤： ⑥： ⑦： ⑧：

- (注) 1 共同申請者が2者以上存在する場合にあっては、欄を繰り返し設けて記載すること。
2 個人の場合であって、「住所」が「主たる事務所の所在地」と異なるときには、「住所」及び「主たる事務所の所在地」を併記すること。

2 再生可能エネルギー発電設備の整備の内容

(1) 再生可能エネルギー発電設備の整備の内容

①再生可能エネルギー発電設備（再生可能エネルギー源を電気に変換する設備）

番号	発電設備の種類	出力(kW)	年間発電量(kWh)	建築面積	発電設備の用に供する土地の所在	地番	地目	面積	氏名又は名称	備考
							登記簿			
i	バイオマス (間伐材等由来)	1,115	8,110,080	494 m ²	愛媛県喜多郡内子町寺村	2478番1	雑種地	造成済	800 m ²	内子バイオマス発電合同会社

- (注) 1 「発電設備の種類」欄には、再生可能エネルギー源の種類（太陽光、風力、水力、地熱又はバイオマス）を記載すること。なお、発電に用いる再生可能エネルギー源が地熱の場合にあっては、発電方式（バイナリー型、蒸気フラッシュ型等）も記載すること。また、発電に用いる再生可能エネルギー源がバイオマスの場合にあっては、その種類も記載すること。
2 「発電設備の用に供する土地の所在」欄には、酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律第9条の集約酪農地域の区域内における草地の形質変更を伴う場合にあっては、所在地のほか、申請に係る土地が集約酪農地域内に所在している旨を記載すること。
3 「氏名又は名称」欄には、発電設備の整備を行う者の氏名（法人又は法人でない団体にあっては、名称）を記載すること。
4 「7 特例措置に関する事項」の（注）のいずれかに該当する行為に係る設備については、「備考」欄にその番号を記載すること。

②附属設備

番号	附属設備の種類	建築面積	附属設備の用に供する土地の所在	地番	地目		面積	氏名又は名称	備考
					登記簿	現況			
a	木質ペレット工場		愛媛県喜多郡内子町寺村	2478番1	雑種地	造成済	3,481 m ²	有限会社内藤鋼業	既存工場の生産能力を増強

- (注) 1 ①の再生可能エネルギー発電設備と同じ土地に整備する附属設備については、附属設備の用に供する土地の所在、地番、地目及び面積の欄に「○(①の対応する番号)のとおり」と記載し、別の土地に附属設備を整備する場合にあっては、「備考」欄に①と対応する番号を記載すること。
- 2 「附属設備の用に供する土地の所在」欄には、酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律第9条の集約酪農地域の区域内における草地の形質変更を伴う場合にあっては、所在地のほか、申請に係る土地が集約酪農地域内に所在している旨を記載すること。
- 3 「氏名又は名称」欄には、附属設備の整備を行う者の氏名(法人又は法人でない団体にあっては、名称)を記載すること。
- 4 「7 特例措置に関する事項」の(注)のいずれかに該当する行為に係る設備については、「備考」欄にその番号を記載すること。

(2) 再生可能エネルギー発電設備の整備を行う期間

番号	整備を行う期間
i	2018年4月1日～2018年10月31日

- (注) 1 (1) ①の再生可能エネルギー発電設備の番号と対応するように記載すること。
- 2 「整備を行う期間」欄には、工事の開始から実際に再生可能エネルギー発電設備が稼動し、発電できる状態になるまでに要する期間を記載すること。

(3) 再生可能エネルギー発電設備の使用期間

番号	発電設備の使用期間
i	2018年11月1日～2038年10月31日

- (注) (1) ①の再生可能エネルギー発電設備の番号と対応するように記載すること。

(4) 再生可能エネルギー発電設備により発電した電力の供給先

電力供給先：四国電力株式会社

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく再生可能エネルギー発電事業計画認定：平成29年10月18日取得済

売電収入見込額：年間324,403千円

(注) 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく電気事業者への売電を行う場合にあっては、同法に基づく再生可能エネルギー発電設備の認定の状況(予定を含む。)及び年間の売電収入の見込みを記載すること。

3 再生可能エネルギー発電設備の整備と併せて行う農林漁業の健全な発展に資する取組の内容

(1) 農林漁業の健全な発展に資する取組の内容

申請者と有限会社内藤鋼業の間で、発電事業の開始日から20年後の応当日までの間、数量と単価を定めた木質ペレット安定供給契約を締結した。(平成29年10月10日締結)有限会社内藤鋼業は内子町森林組合および素材生産業者との原木供給協定を締結しており、内子町産木材を発電用燃料とする体制を整えている。

この体制により、20年間安定した低質木材の引取先が、素材生産業者の施業現場に近い場所に確保されることとなり、素材生産業者の収益性向上ならびにその収益の山林所有者への還元が期待される。

- (注) 1 取組内容、取組を行う地域や土地の所在、取組期間等について具体的に記載すること。
 2 申請者以外の者と連携して取組を行う場合にあっては、その者と申請者が当該取組にそれ
 ぞれどのように関わるかについて具体的に記載すること。

(2) 農林漁業関連施設の整備の内容等

① 農林漁業関連施設の整備の内容

番号	新設等	施設の種類・用途等	建築面積	施設の用に供する土地の所在	地番	地目		面積	氏名又は名称	備考
						登記簿	現況			
ア										

- (注) 1 (2) は、(1) が農林漁業関連施設の整備である場合に記載すること。
 2 「新設等」欄には、新築、改築、用途変更の別を記載すること。
 3 「施設の用に供する土地の所在」欄には、酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律第9条の集約酪農地域の区域内における草地の形質変更を伴う場合にあっては、所在地のほか、申請に係る土地が集約酪農地域内に所在している旨を記載すること。
 4 「氏名又は名称」欄には、農林漁業関連施設の整備を行う者の氏名（法人又は法人でない団体にあっては、名称）を記載すること。
 5 「7 特例措置に関する事項」の（注）のいずれかに該当する行為に係る施設については、「備考」欄にその番号を記載すること。

② 農林漁業関連施設の整備を行う者の概要

番号	氏名及び住所
ア	氏名： 住所：

- (注) 1 ①の農林漁業関連施設の整備を行う者が、「1 申請者の概要」に含まれない場合に記載すること。
 2 ①の農林漁業関連施設の番号と対応するよう記載すること。
 3 農林漁業関連施設の整備を行う者が法人又は法人でない団体である場合にあっては、「氏名」には「名称及び代表者の氏名」を、「住所」には「主たる事務所の所在地」を記載すること。

③ 農林漁業関連施設の整備を行う期間

番号	整備を行う期間
ア	年 月 日～ 年 月 日

- (注) ①の農林漁業関連施設の番号と対応するよう記載すること。

4 再生可能エネルギー発電設備の整備及び農林漁業の健全な発展に資する取組を実施するため必要な資金の額及びその調達方法（別表1及び別表2）

- (注) 当該整備及び当該取組を実施するために必要な資金の額及びその調達方法について、それぞれ別表1及び別表2に記載の上、これらを添付すること。

5 再生可能エネルギー発電設備の用に供する土地又は水域及びその周辺の地域における自然環境の保全その他の再生可能エネルギー発電設備の整備に際し配慮すべき事項

特になし。

なお、本事業は環境影響評価法に基づく環境アセスメントの対象外であるが、申請者が自主的に環境影響評価を実施したところ、大気質・騒音・振動いずれも環境保全措置は適切であると評価を受けている。温排水についても、小田川の河川流量への寄与は平均0.07%，最大0.1%程度であり極

めて小さいと評価を受けていることから、現在の計画で十分に周囲への環境保全措置が取れていると考える。詳細は添付「内子バイオマス発電事業に係る環境配慮の検討計画書」を参照。

6 再生可能エネルギー発電設備の撤去及び原状回復に関する事項

(1) 再生可能エネルギー発電設備の撤去に係る費用の負担及びその確保の方法

費用負担の方法		備考
負担総額	確保の方法	
40,000,000 円	利益の積立によって確保する。	ガスエンジンを7-10年ごとに交換し、継続して運転を行う。

- (注) 1 「確保の方法」欄には、資金の積立て等再生可能エネルギー発電設備の整備を行う者による発電設備の撤去に要する費用の確保の方法を記載すること。
2 設備が複数ある場合にあっては、欄を追加するとともに備考欄に2 (1) ①又は②の対応する番号を記載すること。

(2) 土地等の原状回復等

土地賃貸借契約の解除もしくは貸付期間が満了した場合、申請者の負担によって原状回復して貸主に返還することを原則とするが、貸主が原状回復させることが適当でないと認めた場合には現状のまま返還できる。

- (注) 1 再生可能エネルギー発電設備を整備する土地等の権利者との間で取り決められた土地等の原状回復の内容等について具体的に記載すること。
2 添付書類として、再生可能エネルギー発電設備を整備する土地等の権利者との間の土地等の原状回復に係る契約書等の取決めを定めた書類の写しを添付すること。

7 特例措置に関する事項（別表3-1～別表3-6）

該当なし

- (注) 1 農地法第4条第1項の許可を受けなければならない行為を行う場合にあっては、別表3-1-①に必要事項を記載の上、これを添付すること。
2 農地法第5条第1項の許可を受けなければならない行為を行う場合にあっては、別表3-1-②に必要事項を記載の上、これを添付すること。
3 森林法第10条の2第1項の許可を受けなければならない行為を行う場合にあっては、別表3-2-①に必要事項を記載の上、これを添付すること。
4 森林法第34条第1項の許可を受けなければならない行為を行う場合にあっては、別表3-2-②に必要事項を記載の上、これを添付すること。
5 森林法第34条第2項の許可を受けなければならない行為を行う場合にあっては、別表3-2-③に必要事項を記載の上、これを添付すること。
6 漁港漁場整備法第39条第1項の許可を受けなければならない行為を行う場合にあっては、別表3-3に必要事項を記載の上、これを添付すること。
7 海岸法第7条第1項の許可を受けなければならない行為を行う場合にあっては、別表3-4-①に必要事項を記載の上、これを添付すること。
8 海岸法第8条第1項の許可を受けなければならない行為（同項第1号に掲げる行為に限る。）を行う場合にあっては、別表3-4-②に必要事項を記載の上、これを添付すること。
9 海岸法第8条第1項の許可を受けなければならない行為（同項第2号に掲げる行為に限る。）を行う場合にあっては、別表3-4-③に必要事項を記載の上、これを添付すること。
10 海岸法第8条第1項の許可を受けなければならない行為（同項第3号に掲げる行為に限る。）を行う場合にあっては、別表3-4-④に必要事項を記載の上、これを添付すること。
11 自然公園法第20条第3項の許可を受けなければならない行為を行う場合にあっては、別表3-5-①に必要事項を記載の上、これを添付すること。

- 12 自然公園法第33条第1項の届出をしなければならない行為を行う場合にあっては、別表3－5－②に必要事項を記載の上、これを添付すること。
- 13 温泉法第3条第1項の許可を受けなければならない行為を行う場合にあっては、別表3－6－①に必要事項を記載の上、これを添付すること。
- 14 温泉法第11条第1項の許可を受けなければならない行為を行う場合にあっては、別表3－6－②に必要事項を記載の上、これを添付すること。

(添付書類)

以下の書類を添付すること。

- (1) 申請者が法人である場合にあっては、その定款又はこれに代わる書面（申請者が法人でない団体である場合にあっては、規約その他当該団体の組織及び運営に関する定めを記載した書類）
- (2) 申請者の最近2期間の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書（これらの書類がない場合にあっては、最近1年間の事業内容の概要を記載した書類）
- (3) 整備をしようとする再生可能エネルギー発電設備の位置を明らかにした図面
- (4) 整備をしようとする再生可能エネルギー発電設備の規模及び構造を明らかにした図面
- (5) 3(2)を記載する場合にあっては、整備をしようとする農林漁業関連施設の位置を明らかにした図面並びに規模及び構造を明らかにした図面
- (6) バイオマス発電の設備を整備しようとする場合にあっては、原料調達先が確保されていることが確認できる書類等